

考えてみよう!

共生



人権

男女共同参画

国際化

文化スポーツ課

文化共生グループ (☎96-1223)

「子どもの権利」を考える

皆さんは、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」をご存じですか? 世界中の18歳未満の子どもたちが、大人と同じように一人の人間として生きる権利を持つことや、子どもならではの権利を持つことを定めた条約で、1989年に国連で採択されました。世界で196の国と地域がこの条約を締約しており、日本も1994年に批准しています。

この「子どもの権利条約」には、4つの原則があります。また、大きく分けて、4つの権利を守るよう定めています。

4つの原則

- 生命、生存及び発達に対する権利
- 子どもの最善の利益
- 子どもの意見の尊重
- 差別の禁止

4つの権利

- 生きる権利
- 育つ権利
- 守られる権利
- 参加する権利

「子どもの権利条約」が採択されて以来、5歳未満の子どもの死亡率は低下し、危険な労働を強いられている子どもの数も減少しました。しかし、世界には今なお、飢餓や貧困、児童労働だけでなく、いじめ・体罰・虐待・インターネット上の問題など、子どもたちの「人権」が守られていない現状があります。私たち大人は、家族や学校、地域で子どもたちと関わり、ときには頼れる相談相手になりながら、子どもたちがいつも笑顔でいられるよう、自分に何ができるか考えてみましょう。



(出典: (公財) 日本ユニセフ協会ホームページ)



年金だより

「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます

市民課医療年金グループ(☎84-5005)、日本年金機構津年金事務所(☎059-228-9112)

令和2年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受給した人に、「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」が日本年金機構から送付されます。源泉徴収票は、所得税の確定申告に必要ですので、大切に保管してください。

●発送予定日 令和3年1月中旬頃から順次発送

※「障害年金」や「遺族年金」は非課税のため、源泉徴収票は送付されません。

源泉徴収票の再交付について

▷電話での再交付申請

『ねんきんダイヤル』(☎0570-05-1165)または日本年金機構津年金事務所へご連絡ください。お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

※発送まで2週間程度かかります。

▷年金事務所での再交付申請

年金手帳、年金証書または改定通知書など基礎年金番号が分かる書類、本人確認書類(運転免許証など)を持参の上、日本年金機構津年金事務所申請してください。原則として、後日郵送となります。

※本人以外の方が代理で申請する場合は、上記の書類のほかに、代理人の本人確認書類と委任状(様式は日本年金機構ホームページ[URL] <https://www.nenkin.go.jp/>)からダウンロード可)が必要です。

▷「ねんきんネット」による内容確認、再交付申請

「ねんきんネット」では、いつでも源泉徴収票の内容を確認し、再交付申請をすることができます。

※発送まで1週間程度かかります。